

日弁連主催シンポジウム

民法改正後の消費者に関わる 民事ルールの全体像

～消費者契約法，特定商取引法・割賦販売法も踏まえて～



2017年5月に成立した改正民法は，民事私法の一般法に関する120年ぶりの大改正であり，消費者に関わる民事ルールに大きな影響をもたらします。一方で，今回の民法改正で実現しなかった民事ルールもあり，より広範な被害者救済に向けた改正論議の継続が必要です。本シンポジウムでは，民法改正後の消費者に関わる民事ルールの全体像を，改正民法のみならず，消費者契約法，特定商取引法・割賦販売法も踏まえて俯瞰し，現行法下でどこまで消費者被害の救済が図られているかを再度確認するとともに，今後必要な改正項目はどのようなものかを検討します。

日時

2018年4月6日(金)
17:30～20:00(開場17:15)
参加費無料・事前申込み不要

場所

弁護士会館17階1701会議室

住所

東京都千代田区霞が関1-1-3

- 地下鉄千代田線・日比谷線・丸ノ内線「霞ヶ関駅」B1-b出口直結
- JR山手線「有楽町駅」より徒歩15分



■基調講演「民法(債権関係)改正と消費者法」

鹿野菜穂子氏(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

■パネルディスカッション

- ・鹿野菜穂子氏(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
- ・増田悦子氏(公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長)
- ・日弁連消費者問題対策委員会委員3名(予定)

※当連合会では，本シンポジウムの内容を記録し，また，成果普及に利用するため，会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は，当連合会の会員向けの書籍のほか，当連合会や共催団体等のホームページ，パンフレット，一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。また，報道機関による取材が入った場合は，撮影された映像・画像はテレビ，新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。

JFBA 日本弁護士連合会

主催：日本弁護士連合会 お問い合わせ：日弁連人権第二課 03-3580-9509